

## 会 議 録 第 6 号

1. 招集日時 令和5年3月24日(金) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 18名

1番 鈴木勝利

2番 藤田尚美

3番 秋山泉

4番 加川裕美

6番 甲斐徳之助

7番 池辺己実夫

8番 諸橋太一郎

9番 市川圭一

10番 伊藤裕一

11番 山本伸子

13番 北島登

14番 杉森弘之

15番 須藤京子

16番 黒木のぶ子

18番 柳井哲也

19番 石原幸雄

21番 遠藤憲子

22番 利根川英雄

1. 欠席議員 1名

12番 守屋常雄

1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治
副 市 長	滝 本 昌 司
教 育 長	染 谷 郁 夫
監 査 委 員	早 川 広 行
市長公室長	滝 本 仁
経営企画部長	吉 田 将 巳
総 務 部 長	飯 野 喜 行
市 民 部 長	小 川 茂 生
保健福祉部長	内 藤 雪 枝
環境経済部長	山 岡 孝
建 設 部 長	長谷川 啓 一
教 育 部 長	吉 田 茂 男
会 計 管 理 者	関 達 彦
農業委員会事務局長	榎 本 友 好
経営企画部次長兼 政策企画課長	二野屏 公 司
総務部次長兼 人 事 課 長	本 多 聡
市民部次長兼 市民活動課長	栗 山 裕 一
保健福祉部次長兼 こども家庭課長	飯 島 希 美
保健福祉部次長兼 健康づくり推進課長	渡 辺 恭 子
環境経済部次長兼 商工観光課長	大 徳 通 夫
建設部次長兼 下 水 道 課 長	野 島 正 弘
教育委員会次長兼 学校教育課長	川真田 英 行
教育委員会次長兼 スポーツ推進課長	高 橋 頼 輝
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局長	野口克己
庶務議事課長	飯田晴男
庶務議事課主査	椎名紗央里

## 令和5年第1回牛久市議会定例会

### 議事日程第6号

令和5年3月24日（金）午前10時開議

- 日程第 1. 議案第 3号 牛久市個人情報の保護に関する法律施行条例について
- 日程第 2. 議案第 4号 牛久市情報公開・個人情報保護審査会条例について
- 日程第 3. 議案第 5号 牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4. 議案第 6号 牛久市総合福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5. 議案第 7号 牛久市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6. 議案第 8号 牛久市立保育園給食費条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7. 議案第 9号 牛久市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8. 議案第10号 牛久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9. 議案第11号 牛久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第10. 議案第12号 牛久市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第11. 議案第13号 牛久市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12. 議案第14号 令和4年度牛久市一般会計補正予算（第10号）
- 日程第13. 議案第15号 令和4年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14. 議案第16号 令和4年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15. 議案第17号 令和4年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16. 議案第18号 令和4年度牛久市下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第17. 議案第19号 令和5年度牛久市一般会計予算
- 日程第18. 議案第20号 令和5年度牛久市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第19. 議案第21号 令和5年度牛久市青果市場事業特別会計予算
- 日程第20. 議案第22号 令和5年度牛久市介護保険事業特別会計予算
- 日程第21. 議案第23号 令和5年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第22. 議案第24号 令和5年度牛久市下水道事業会計予算
- 日程第23. 議案第25号 市道路線の認定について
- 日程第24. 令和4年議案第63号 龍ヶ崎地方衛生組合の解散について
- 日程第25. 令和4年議案第64号 龍ヶ崎地方衛生組合の解散に伴う財産処分について
- 日程第26. 令和4年議案第65号 稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の変更について

- 日程第27. 請願第 2号 介護保険制度の改善を求める請願書
- 日程第28. 決議案第1号 太陽光発電設備の設置に関する条例の制定を求める決議について
- 日程第29. 議員提出議案第1号 牛久市議会の個人情報の保護に関する条例について
- 日程第30. 選挙第 1号 牛久市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 日程第31. 閉会中の事務調査の件
- 追加日程第1. 決議案第2号 令和5年度牛久市一般会計予算に対する附帯決議(案)の提出について

午前10時00分開議

○杉森弘之 議長 おはようございます。

12番守屋常雄議員から欠席の報告がありました。ただいまの出席議員は18名であります。これより本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

議員提出議案第1号の1件及び決議案第1号の1件の提出がありましたので、報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第1、議案第3号ないし日程第23、議案第25号の23件及び日程第24、令和4年議案第63号ないし日程第26、令和4年議案第65号の3件並びに日程第27、請願第2号の1件を一括議題といたします。

○

- 議案第 3号 牛久市個人情報の保護に関する法律施行条例について
- 議案第 4号 牛久市情報公開・個人情報保護審査会条例について
- 議案第 5号 牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 6号 牛久市総合福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について
- 議案第 7号 牛久市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 8号 牛久市立保育園給食費条例の一部を改正する条例について
- 議案第 9号 牛久市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について
- 議案第10号 牛久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第11号 牛久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第12号 牛久市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第13号 牛久市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第14号 令和4年度牛久市一般会計補正予算（第10号）
- 議案第15号 令和4年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第16号 令和4年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第17号 令和4年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第18号 令和4年度牛久市下水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第19号 令和5年度牛久市一般会計予算
- 議案第20号 令和5年度牛久市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第21号 令和5年度牛久市青果市場事業特別会計予算
- 議案第22号 令和5年度牛久市介護保険事業特別会計予算

議案第 2 3 号 令和 5 年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計予算

議案第 2 4 号 令和 5 年度牛久市下水道事業会計予算

議案第 2 5 号 市道路線の認定について

令和 4 年議案第 6 3 号 龍ヶ崎地方衛生組合の解散について

令和 4 年議案第 6 4 号 龍ヶ崎地方衛生組合の解散に伴う財産処分について

令和 4 年議案第 6 5 号 稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の変更について

請願第 2 号 介護保険制度の改善を求める請願書

○杉森弘之 議長 本件に関しましては、各委員長から審査結果の報告を受けました。つきましては、各委員長から審査の経過及び結果についての報告を求めます。

初めに、藤田総務企画常任委員長。

令和 5 年 3 月 2 4 日

牛久市議会議長 殿

総務常任委員会

委員長 藤 田 尚 美

総務企画常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第 1 1 0 条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	議決の結果
議案第 3 号	牛久市個人情報の保護に関する法律施行条例について	原案可決
議案第 4 号	牛久市個人情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第 5 号	牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第 13 号	牛久市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
令和 4 年 議案第 63 号	龍ヶ崎地方衛生組合の解散について	継続審査
令和 4 年 議案第 64 号	龍ヶ崎地方衛生組合の解散に伴う財産処分について	継続審査
令和 4 年 議案第 65 号	稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の変更について	継続審査

〔総務企画常任委員長藤田尚美議員登壇〕

○藤田尚美 総務企画常任委員長 総務企画常任委員会委員長審査報告。

令和5年3月9日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため、去る3月10日委員会を開催し、市執行部の出席を求め、慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第3号は、牛久市個人情報の保護に関する法律施行条例についてであります。本件は、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、市として必要な規定を整備するため新たに条例を制定し、附則において牛久市個人情報保護条例を廃止するものであります。

審査に当たり委員からは、上位法の改正を受けて必要な規定を制定するとのことであるが、牛久市独自の規定は盛り込まれているかとの質疑がなされ、市執行部からは、これまでは各自治体において個人情報制度が運用されていたが、全国共通のルールに基づいて制度の運用をしていくことになるため、市独自の規定は設けられない仕組みになるとの答弁がありました。

また、委員からは、匿名加工情報における個人情報の漏えいや不正利用の危険性について質疑がなされ、市執行部からは、匿名加工情報制度については政令指定都市までの運用となるため、牛久市として当面は匿名加工に関する技術について議論するとともに、市が保有している情報の民間による活用事例を参考にしてから匿名加工情報を運用していくことになるが、個人情報を加工することにより誰の情報か分からなくするため、この制度においては不正利用されることはないものと考えているとの答弁がありました。

議案第4号は、牛久市個人情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例についてであります。本件は、個人情報の保護に関する法律の改正により、牛久市情報公開・個人情報保護審査会の設置及び審議内容等について改めるものであります。

審査に当たり委員からは、国の個人情報保護委員会が扱うこととなる民間事業者による情報漏えいや、営利を目的とした個人情報の活用事例が今後増えることが懸念されることについて質疑がなされ、市執行部からは、市が保有する個人情報の民間における活用事例がない状況であり、匿名加工技術も確立されていない中で、情報を公表する際に特異な情報として外部に出ないような配慮に重きを置きたいと考えているとの答弁がありました。

議案第5号は、牛久市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本件は、牛久市農業委員会委員の実績に基づく上乗せ報酬、消防団員の役職及び年額報酬並びに牛久市監査委員の職名表記を改正するものであります。

審査に当たり委員からは、報酬が引き上げられるということであるが、それに伴い退職金も引き上げられるのか、また他市において散見される分団費の不適切な取扱いに対する指導について質疑がなされ、市執行部からは、退職金については変更なく従前のおりである。分団費については、各分団員から振込先が既にほぼ提出されており、各分団員の口座に振り込まれた分団費を分団に戻すなど不適切な取扱いをしないよう、通知により指導しているとの答弁がありました。

また、委員からは、農業委員会委員の能率報酬の財源について、及び毎年予算によって報酬が変動するのかとの質疑がなされ、市執行部からは、財源としてはその年度の農業委員の活動実績

や、牛久市でどの程度農地が集約されたか面積を報告し、それらを基にして国から県に交付され、県が配分を行い各市町村に対して交付される農地利用最適化交付金を財源としている。予算については、前年度の実績に応じて予算を計上しているが、実績によっては予算をオーバーしてくる場合があるため、予算を超過したときは速やかに補正予算を組んで補正し、その範囲内で規則に基づいて配分することを考えているとの答弁がありました。

議案第13号は、牛久市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本件は、消防団員の処遇改善のため、災害出動手当の増額及び文言の整理を行うものであります。

審査に当たり委員からは、費用弁償が引き上げられるということであるが、今後において本部員の年報酬の見直しを行っていく考えがあるか質疑がなされ、市執行部からは、本部員の報酬については現行のままで変更する予定はないとの答弁がありました。

令和4年議案第63号は、龍ヶ崎地方衛生組合の解散について、令和4年議案第64号は、龍ヶ崎地方衛生組合の解散に伴う財産処分について、令和4年議案第65号は、稲敷地方広域市町村圏事務組合理約の変更についてであり、いずれも令和4年第4回定例会から継続審査となっている案件であります。本件については、市執行部の出席を求め、閉会中である1月23日に委員会を開催し、審査を行いました。

審査に当たり委員からは、令和5年4月1日に3組合統合・複合化を実現するためには、令和4年12月議会で構成全市町村議会での関係議案の可決が必要という説明をされていたが、一部の構成市町村議会でも関係議案の可決が得られなかったにもかかわらず、昨年末の稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化協議会においては、4月1日の統合、複合化に向けて努力していくとの決定がなされた理由について質疑がなされ、市執行部からは、協議会において参加した首長に報告し確認してもらうとともに、正副会長3人の意向を反映させ、協議会事務局にて用意した4つの選択肢を案として協議会に提示し、協議会において今後の対応が議論された結果、本年4月1日の統合・複合化に向けて引き続き努力をしていくという結論に至ったとの答弁がありました。

次に、委員からは、改正後の稲敷地方広域市町村圏事務組合議会における構成市町村の議員定数の算定根拠について質疑がなされ、市執行部からは、昨年4月の3組合の議長会議において、協議会を5月に設置する旨の事前の報告等と併せ、3組合それぞれの議会において議論してほしい旨を協議会事務局よりお願いしており、8月にそれぞれの組合を開催したところ、参考となる議員定数案を示してほしいとの要請を受け、9月に協議会事務局より案を提示し、その後3組合において議論がなされたが、3組合の議会とも意見の集約までには至らず、10月に開催された3組合議会全員協議会では、議員定数を議題に取り上げ、結論に至ったのは衛生組合議会の1組合となっている。その衛生組合議会の結論も、美浦村議会の合意を得られていない旨を申し添えた上で、龍ヶ崎市7人、牛久市4人、その他の6市町村がそれぞれ3人、総数29人を議員定数とする案を3組合統合・複合化協議会に提案することになり、それらのてんまつを昨年11月の協議会に報告した後、協議会では意見交換が行われ、最終的には提案内容と同じ29人を新組合の議員定数とすることを協議会として決定したところである。議員定数の算定根拠については、

衛生組合議員全員協議会では、現在の3つの組合の議員定数の総数61人に占める各構成市町村の議員数の比率と3組合への関与の度合いなどを参考に意見の集約が行われ、決定に至ったとの答弁がありました。

次に、委員からは、協議会事務局からは、当初統合によって各市町村の負担金は縮減できるとの説明であったが、昨年11月の牛久市議会議員勉強会において協議会事務局が示した資料には増額となる試算が示されている理由について質疑がなされ、市執行部からは、当初の協議会事務局の説明では、3つの組合の共通経費として重複している正副管理者の報酬及び議員報酬などの議会費や共通事務経費などの総務費については、1年度につき約831万円のコストを削減できるという試算から、構成市町村の分担金もこれまでの金額より減額となる説明をしたものである。昨年7月に地域手当の支給割合について茨城県市町村課からの指摘と指導があり、当初計画にはなかった行政職と消防職の支給割合の統一による人件費の増を見込むこととなる一方で、退職職員の不補充や民間委託の直営化、管理職手当の削減など行財政改革の取組を併せて行うことにより、令和5年度からの10年間で約1億2,000万円の経費削減が可能であると試算している。しかしながら、今後の稲広組合の消防事業に係る予算の増加が見込まれ、具体的には人事院勧告による消防職の若年層職員を中心とした人件費の増額や、消防特別会計に係る経費として利根消防署の建築などが予定されていることや、衛生組合のし尿処理施設の改修費用や維持管理費用を含めて試算した結果の負担金が増額となっているため、負担金の全体額では減少せず、増額に転じる内容の資料となっている。この消防特別会計などの負担金の増額は、3組合の統合・複合化がなくても生じるものであり、共通事務経費については、当初試算からは減額する額が縮小はされているものの、行財政改革の取組を併せて行うことにより、令和5年度からの10年間の試算では約1億2,000万円が削減され、そのほかの経費においても統合・複合化により抑制効果が見込まれるものと認識しているとの答弁がありました。

次に、委員からは、牛久クリーンセンターが設置されている奥原地区の住民に対するごみ処理の広域化の説明内容と今後の説明方針について質疑がなされ、市執行部からは、昨年4月に奥原行政区長及び奥原環境整備推進審議会の会長、副会長に対し説明を行い、令和4年6月には奥原環境整備推進協議会や奥原行政区などの役員の方々を対象として、それぞれ令和15年度までの稼働見込みを立てられているものの、それ以後は建物や設備の部品調達の観点からも継続して稼働することは難しいこと、新たに清掃工場を建設するには時間を要するため建設計画等について考え始めなければならない時期であること、茨城県では広域化計画が策定されていることや、清掃工場の建設費やランニングコストなど清掃工場に関わる予算は非常に多額であることから、牛久市単独での建設のみではなく、広域化についての検討も行う必要があること、現時点では広域化する具体的な市町村は決まっていないことなどを説明している。また、今後は清掃工場の建設や運営には地元の理解と協力があって成り立っているものであるため、今後も引き続き説明を行い、奥原地区の住民の理解を得ながら進めていきたいとの答弁がありました。

次に、委員からは、新組合移行後には退職者分の人員を不補充とし、かつ民間委託業務の直営化を進め、組合職員の不足分については構成市町村職員の派遣で補おうとする体制は、継続的な

事業主体として運営困難ではないかとの質疑がなされ、市執行部からは、現在の3つの組合の正規職員の総数は35人であり、これまで新規採用を見送ってきた関係で30歳の若年層職員が1人と少なく、30代から40代の中堅層職員が19人、50歳以上の職員が15人と高齢化が進んでいる状況であるとともに、3つの組合とも人事の固定化が進んでおり、担当業務もルーチン化していることから、事務事業の改善や職場の活性化などが思うように進んでおらず、既に組織として健全な状態にあるとは言えない状況であり、これを憂慮した前管理者が3組合の統合について令和元年に決意表明を行い、8市町村長が力を合わせてこれまでその取組を進めてきたところである。退職者の不補充や民間委託の直営化に関する取組は、現在の35人から、今後10年間で8名の退職があったとしても、統合により全体の職員数としては業務に支障のない人数であり、今後10年間のトータルコストを抑制する有効な施策となっている。また、3組合統合後の第2段階の取組として、ごみ処理の広域化を掲げており、その際には事務量が大幅に増大することとなるため、豊富な知識と経験を併せ持つ構成市町村職員の派遣により、プロジェクトチームが行う広域化に対する必要な人員を確保し、事業を進めることを計画している。なお、今後は人員管理計画を策定することとしており、その中で職員の適正配置と人件費の在り方や職員の採用計画を定めるとしており、今後10年間は行財政改革を優先した取組となるが、事業主体として健全で効率的な組織の在り方についても併せて検討していく予定であるとの答弁がありました。

以上の審査を踏まえて委員からは、令和4年議案第63号ないし令和4年議案第65号の3件については、それぞれ関連する議案であり、いずれも十分な議論がなされておらず納得できない部分があるため、議会としても調査研究を要する部分が多々あることから、継続審査とすべきであるとの意見がありました。

以上、7件であります。

付託されました案件について審査の結果、議案第3号及び議案第4号は賛成多数により、議案第5号及び議案第13号は全会一致により、いずれも内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、令和4年議案第63号ないし令和4年議案第65号については、委員から継続審査を求める意見があり、採決の結果、全会一致により閉会中もなお継続審査とすることに決し、議長宛てに継続審査の申出をいたしました。

以上、御報告いたします。

○杉森弘之 議長 以上で、藤田総務企画常任委員長の報告は終わりました。

次に、鈴木教育文化常任副委員長。

令和4年3月24日

牛久市議会議長 殿

教育文化常任委員会

委員長 守屋 常雄

教育文化常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第7号	牛久市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決

〔教育文化常任委員会副委員長鈴木勝利議員登壇〕

○鈴木勝利 教育文化常任委員会副委員長 教育文化常任委員会委員長審査報告。

令和5年3月9日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため、去る3月10日委員会を開催し、市執行部の出席を求め、慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第7号は、牛久市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、厚生労働省令である放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、安全計画の策定、自動車を運行する場合の児童の所在の確認、業務継続計画の策定、感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止のための措置を実施するため改正するものです。

審査に当たり、委員からは、改正の経緯について質疑がなされ、市執行部からは、保育所を含む児童福祉施設には、児童の安全確保に関する事項について明確な位置づけがなかったが、バスへの置き去りなど多発する保育所等の事故を受けて、児童クラブのような施設についても、安全確保のための計画をつくるべきであるという議論が高まったことから、法改正、基準の改正に至ったとの答弁がありました。

また、委員からは、放課後児童健全育成事業とは何を指すのかとの質疑がなされ、市執行部からは、児童クラブを指すこと、条例の効力は市及び民間の児童クラブが適用になるとの答弁がありました。民間の児童クラブに対して、市でどの程度関与しているのかとの質疑には、定期的に面会をして情報交換を行っており、万が一不祥事等が発生した場合には立入検査をすることについて条例で規定されているとの答弁がありました。

以上、1件であります。

付託されました案件について審査の結果、議案第7号について、全会一致により内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○杉森弘之 議長 以上で、鈴木教育文化常任副委員長の報告は終わりました。

次は、保健福祉常任委員会の審査結果ですが、甲斐委員長から、体調不良により委員長報告を行うことができないので、加川副委員長にお願いしたいとの申出があり、これを議長は認めるこ

といたしました。加川保健福祉常任委員会副委員長。

令和5年3月24日

牛久市議会議長 殿

保健福祉常任委員会  
委員長 甲 斐 徳之助

保健福祉常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第6号	牛久市総合福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第8号	牛久市立保育園給食費条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第9号	牛久市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第10号	牛久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第11号	牛久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第12号	牛久市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	原案可決
請願第2号	介護保険制度の改善を求める請願書	採 択

〔保健福祉常任委員会副委員長加川裕美議員登壇〕

○加川裕美 保健福祉常任委員会副委員長 保健福祉常任委員会委員長審査報告。

令和5年3月9日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため、去る3月14日委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第6号は、牛久市総合福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例についてであります。本件は、こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法令の整備に関する法律が令和5年4月1日に施行されることに伴い、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正が行われるため、当該条例中、引用条項の整理を行うものでありま

す。

議案第8号は、牛久市立保育園給食費条例の一部を改正する条例についてであります。本件は、こども家庭庁設置による子ども・子育て支援法の改正に伴い、当該条例中、引用条項の整理を行うものであります。

議案第9号は、牛久市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例についてであります。本件は、こども家庭庁設置及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法令の整備に関する法律が令和5年4月1日に施行されることに伴い、当該条例中引用条項の整理を行うものであります。

議案第10号は、牛久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。本件は、こども家庭庁設置による子ども・子育て支援法の改正及び学校教育法の改正に伴い、当該条例中引用条項の整理を行うものであります。また、民法の改正に伴い、懲戒に係る権限の濫用を禁止するものであります。

議案第11号は、牛久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。本件は、民法の改正に伴い、懲戒に係る権限の濫用禁止の条文を削除するものであります。また、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、安全計画の策定及び送迎用園バスでの児童の見落としを防止する装置の設置等を追加するものであります。

審査に当たり、委員からは、家庭的保育事業を始めようとする事業者が園の方針として安全計画の策定をするようになるのか、園の行事等で外へ行く場合に申請するのか質疑がなされ、市執行部からは、見落としを防止する装置の設置等については、送迎用園バスに限られている。新たに保育事業を始めようとする場合には、見落としを防止する装置の設置等が必要になるとの答弁がありました。

議案第12号は、牛久市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。本件は、健康保険法施行令の一部改正に伴い、令和5年4月1日以降の出産分から出産育児一時金の額を、現行の40万8,000円から48万8,000円に8万円増額するものであります。なお、加算金1万2,000円には変更がありませんので、加算金を含めた支給総額は、現行の42万円から50万円となるものであります。

審査に当たり、委員からは、一般的な出産費用と出産一時金に乖離があるのか、施行日が4月1日となっているが、3月31日に生まれた子はこの対象にならないのか質疑がなされ、市執行部からは、茨城県の平均出産費用が50万2,000円となっており、一時金の50万円ではほぼ賄える金額となるだろうと考えている。また、3月31日の出産は対象外であるとの答弁がありました。

請願第2号は、介護保険制度の改善を求める意見書を国に提出することを求める請願書であります。本件は、介護保険料・利用料・食費・居住費などの負担軽減、介護報酬の改善など介護保険制度の抜本的な見直しを行い、介護保険財政における国庫負担の割合を大幅に引き上げることが最も必要であることから、介護保険制度の改善を求める意見書を国へ提出することを求めるものです。

委員からは、この請願のように国庫負担率を引き上げることについて大賛成であるとの意見がありました。

また、委員からは、2024年度は介護保険をはじめ、医療関係においても改定が行われ、国民や医療機関でも大きな大転換点と言われているところで、市民の置かれている状況が物価高を含めて日常の厳しさを増す中で、命を守る政策が国によって低下することは大きな問題であり、請願に書かれているように国民や市民がこのような状況に置かれているとの意見がありました。

以上、7件であります。

付託されました案件について審査の結果、議案第6号及び議案第8号ないし議案第12号は、全会一致により内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。請願第2号についても、賛成多数により、内容適切なものと認め採択とすべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

○杉森弘之 議長 以上で、加川保健福祉常任委員会副委員長の報告は終わりました。

次に、池辺環境建設常任委員会委員長。

令和5年3月24日

牛久市議会議長 殿

環境建設常任委員会

委員長 池 辺 己実夫

環境建設常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	議決の結果
議案第25号	市道路線の認定について	原案可決

〔環境建設常任委員長池辺己実夫議員登壇〕

○池辺己実夫 環境建設常任委員長 環境建設常任委員会委員長審査報告。

令和5年3月9日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため、去る3月14日に委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第25号は、市道路線の認定についてであります。本件は、令和4年6月に完了した牛久市南七丁目地内の開発行為による1路線を認定するものであります。

審査に当たり委員からは、道路用地の帰属について無償なのか質疑がなされ、市執行部からは無償であるとの答弁がありました。

また、委員からは、市道路線の認定の流れ、公示期間及び市における道路認定について質疑がなされ、市執行部からは、市道路線の認定の流れについては、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を経て、道路法第9条の規定により路線認定の公示を行うことになっており、議決後に新規認定路線の告示を行い、供用開始となる。公示期間は30日間道路整備課で縦覧することになっている。また、道路認定については、例年3月議会で一括して上程し市道認定しているとの答弁がありました。

以上、1件であります。

付託されました案件について審査の結果、議案案第25号は、全会一致により内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

○杉森弘之 議長 以上で、池辺環境建設常任委員会委員長の報告は終わりました。

次に、須藤予算常任委員会委員長。

令和5年3月24日

牛久市議会議長 殿

予算常任委員会

委員長 須藤京子

予算常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第14号	令和4年度牛久市一般会計補正予算（第10号）	原案可決
議案第15号	令和4年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決
議案第16号	令和4年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第17号	令和4年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決
議案第18号	令和4年度牛久市下水道事業会計補正予算（第3号）	原案可決
議案第19号	令和5年度牛久市一般会計予算	原案可決
議案第20号	令和5年度牛久市国民健康保険事業特別会計予算	原案可決

議案第 21 号	令和 5 年度牛久市青果市場事業特別会計予算	原案可決
議案第 22 号	令和 5 年度牛久市介護保険事業特別会計予算	原案可決
議案第 23 号	令和 5 年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計予算	原案可決
議案第 24 号	令和 5 年度牛久市下水道事業会計予算	原案可決

〔予算常任委員長須藤京子議員登壇〕

○須藤京子 予算常任委員長 予算常任委員会委員長審査報告。

令和 5 年 3 月 9 日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は

- 議案第 1 4 号 令和 4 年度牛久市一般会計補正予算（第 1 0 号）
- 議案第 1 5 号 令和 4 年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 1 6 号 令和 4 年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 1 7 号 令和 4 年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 1 8 号 令和 4 年度牛久市下水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 1 9 号 令和 5 年度牛久市一般会計予算
- 議案第 2 0 号 令和 5 年度牛久市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第 2 1 号 令和 5 年度牛久市青果市場事業特別会計予算
- 議案第 2 2 号 令和 5 年度牛久市介護保険事業特別会計予算
- 議案第 2 3 号 令和 5 年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第 2 4 号 令和 5 年度牛久市下水道事業会計予算

以上、11 件であります。

本委員会に付託されました案件審査のため、去る 3 月 1 5 日、1 6 日、2 0 日、2 2 日の 4 日間にわたり委員会を開催し、牛久駅西口駅前広場、牛久駅東歩道橋、牛久運動公園体育館の 3 か所の現地視察を行うとともに、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

議案第 1 4 号ないし議案第 1 8 号の 5 件は、令和 4 年度各会計の補正予算であります。

初めに、市長公室、経営企画部、総務部、市民部等所管について、委員からは、市民部所管のがんばる行政区活性化補助の申請期間の周知方法、補助金の使途、補助金の交付申請がない行政区における申請を行わない理由について質疑がなされ、市執行部からは、補助金の申請については毎年 4 月に各行政区へ配付している「行政区活動のてびき」や、市から区長宛ての文書において 6 月 1 日から申請の受付を開始することを周知している。補助金の使途については、各行政区の祭りに使われることが多く、それ以外では行政区のリンゴ狩り、牛久シャトーでのバーベキュー、バス旅行などに使われている。コロナ禍によりイベント実施を控えた行政区や、コロナ禍以前からイベント等を実施していない行政区については、申請を行っていないとの答弁がありまし

た。

次に、教育委員会所管について委員からは、補修の対象となる小学校のプールについて質疑がなされ、市執行部からは、中根小学校、神谷小学校、牛久小学校、牛久第二小学校、向台小学校が対象であり、ひたち野うしく小学校は運営できる状態であること、岡田小学校、おくの義務教育学校については、老朽化により補修は困難であるとの答弁がありました。

また、今後の水泳の授業について質疑がなされ、市執行部からは5年、6年先のスケジュールとしては、小学校のプールを使える状態に補修すること、補修対象外の小学校と中学校については、バスで児童を送迎することにより、ひたち野うしく小学校のプールを共用で利用していくこと、将来的な予定については、現在スポーツ推進課と計画を策定中であり、その中で議論していくとの答弁がありました。

次に、環境経済部、建設部等所管について委員からは、環境経済部所管のLEDクーポン券の受付実績や受付方法の内訳について質疑がなされ、市執行部からは、申請件数は1万1,930件、重複や却下などを除いた件数は1万1,139件であり、受付方法の内訳としてはWEB受付が7,895件、郵送受付が3,440件、窓口受付が595件であるとの答弁がありました。

また、受付方法について、なぜ当初の予定にない窓口受付をしたのか質疑がなされ、市執行部からは、来庁された方からの強い申請の申出があった場合に限り、WEB受付及び郵送受付の方が優先になることの了解を得た上で受け付けすることになったこと、1月31日の申請期限間近には、郵送受付は未着のおそれがあったため窓口受付での対応になったとの答弁がありました。

議案第19号ないし議案第24号の6件は、令和5年度各会計予算であります。

初めに、市長公室、経営企画部、総務部、市民部等所管の歳入歳出について、委員からは、牛久シャトーのショップで販売しているワインやビールなど、ふるさと寄附の返礼品の状況について質疑がなされ、市執行部からは、ワインは茨城県の共通返礼品としていないが、ワインに比べて短期間で製造できるビールは、多くの数量を確保することが可能であるため、牛久シャトーの販路拡大と認知度向上を目的として、茨城県の共通返礼品に推薦し、それが認められているとの答弁がありました。

また、委員からは、牛久都市開発株式会社に対する貸付金のこれまでの返済状況と今後の返済計画について質疑がなされ、市執行部からは、これまでに3度の繰上返済を含め、当初の計画から返済の遅延はなく、約定弁済日での返済がされており、繰上返済があった分、返済は進んでいると認識している。令和4年度は弁済日が3月31日となるが、現時点で予定額を市から請求し、予定の期日に返済を受けることになっている。当初の貸付けに係る返済計画では、令和5年度の返済額が令和4年度と比較して約2倍となるが、これは当初の貸付け実施時点において見込んだ牛久都市開発株式会社の収支に基づく返済計画であって、当初の計画よりもテナント誘致が進んでいない現状においては、収支も当初の計画とは異なってきていると見られるが、令和5年度の返済額に関して、牛久都市開発株式会社からの申入れ等がなされていないため、現時点では市としてもどのような措置を講じるか検討していないが、今後申入れ等がなされた場合は、金銭の消費貸借契約におけるこのようなケースに対する金融機関の対応、市における同様のケースでの対

応、法的にどのような手続が取れるのかなどについて協議を行い、最終的にどうするか検討していくことになるとの答弁がありました。

また、委員からは、牛久シャトー株式会社に関連する予算が計上されているが、補助金は計上されていないことから、牛久シャトー株式会社の経営にこれ以上は市として関与しないことの確認、及び牛久シャトーを衰退させないために、市としては牛久シャトー株式会社を設立して取り組んでいるが、これらに対する考えについての質疑がなされ、市執行部からは、補助金については、当初から補助金の支出は行わないという姿勢を見せてきたが、結果的には補助金を支出することとなった。これは、牛久シャトーを残すかどうかという判断であり、補助金を出さないということは、牛久シャトー株式会社を残さないということであり、その先には牛久シャトーがどうなるかは分からないという状況をつくるということにつながるが、これを避けるために補助金を出したものである。新年度予算では現状を注視していくこととしたが、今後軌道に乗らなかった場合に、改めて牛久シャトーから手を引くかどうかの判断となる。牛久シャトーの事業から撤退するのであれば、補助金支出は行わない。市民による署名まであった牛久シャトーを残していくという考えならば、補助金を出さざるを得ないと考えているとの答弁がありました。

そのほかに委員からは、基幹システムの改修内容について質疑がなされ、市執行部からは、基幹システムにおける法改正や制度改正等に対応するためのシステム改修、効率性や利便性の高いシステムにするためにカスタマイズを行ったりするもので、主なものとして基幹システムの機器の更改の対応として9,350万円、住民記録システムの標準準拠システムの構築費用3,366万円など合計で12件の改修を予定しているとの答弁がありました。

次に、教育委員会所管について、委員からは、おくの義務教育学校一体型校舎の建築事業について様々な質問がなされました。総事業費と1平方メートル当たりの工事単価について質疑がなされ、市執行部からは、現時点での総事業費は約38億7,000万円を見込んでいること、1平方メートル当たりの単価については、ひたち野うしく中学校建設時と同様に算出した場合、約37万1,000円になること、ひたち野うしく中学校建設時より資材費は30%、工事費は15%ほど増加しているとの答弁がありました。国の補助金額や補助率についての質疑に対して、市執行部からは、義務教育学校分として8億7,600万円、補助率は、建物の新增築、給食室、長寿命化改修の部分は2分の1であるとの答弁がありました。

また、増築部分と長寿命化改修部分の面積と工事費について質疑がなされ、市執行部からは、増築部分の面積は3,665平方メートル、改修部分は2,805平方メートルで、工事費はそれぞれ12億7,000万円、8億6,500万円になること、総事業費と当該工事費の差額については、給食室の増築及び体育館武道場の改修、児童クラブや自転車置き場、屋根付歩廊の工事、外構及びグラウンド補修、解体工事費等であるとの答弁がありました。

また、財源の内訳や継続費について質疑がなされ、市執行部からは、内訳について令和5年度の事業債は7億7,240万円、一般財源は1億646万2,000円、基金繰入れは1億394万9,000円であること、継続費については、増築部分や給食室のほか、渡り廊下など校舎に付随するもの、長寿命化改修工事など校舎に係る費用であるとの答弁がありました。

また、進捗状況や着工時期について質疑がなされ、市執行部からは、経費削減ができるよう実施設計の最終的な積算を行っている段階であること、新年度は解体工事を開始、大きな音が出る工事についてはなるべく夏休みを利用して行うとの答弁がありました。

次に、委員から、部活動の地域移行の具体的な内容と課題について質疑がなされ、市執行部からは、休日の部活動を地域のスポーツ活動に移行することであり、部活動の種類は、現存の部活動の種類全てを移行する予定であること、移行先は市内各スポーツ協会の加盟団体や少年団などの民間スポーツ団体、また近隣大学に対して指導者の派遣依頼を行っていくこと、移行時期については、国のガイドラインに基づき、令和5年度から令和7年度までは改革推進期間として移行できる種目は移行し、令和8年4月には先生たちの負担軽減ができるようにすること。指導者については、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者や中央競技団体公認指導者などの有資格者のほか、県が開催する指導者講習会の受講者が指導に当たることが可能である。課題としては、指導者が少ないこと、地域の中での人材確保が困難であるとの答弁がありました。

次に、保健福祉部所管について、委員からは、長寿をたたえる事業について質疑がなされ、市執行部からは、敬老事業は行政区が敬老行事を行い、市は交付金を支払っているのが現状である。課題としては、個人情報保護の観点から、本人の了解もなくという考え方や、また行政区役員の方の負担等が課題となっている。これらを踏まえ、来年度以降は個人情報保護を徹底し、行政区役員の方の負担軽減をするとともに、市が主体となって対象者へ市長メッセージとお祝い品を贈呈することに変更し、また行政区への交付金も取りやめることが主な変更点であるとの答弁がありました。

次に、環境経済部、建設部等所管について、委員からは、ハートフルクーポン券の発行方法の見直しを含めた検討を行っているとのことであるが、その検討状況について質疑がなされ、市執行部からは、検討を行うために市と商工会において会合の場を設け、情報交換や情報共有を行うとともに、守谷市のキャッシュレス化の取組について視察を行った。商工会としてもキャッシュレス化の方向へ向かっているとの意向を確認しており、今後はキャッシュレス化への移行費用や、ランニングコスト等について検討を重ねていきたいと考えているとの答弁がありました。

また、委員からは、太陽光発電設備の設置に関する条例を制定するに当たっての課題と制定への見通しについて質疑がなされ、市執行部からは、事業終了後の太陽光発電設備の廃棄についてどのように担保していけるかが課題であり、全体の約7割は国の買取制度を使って事業を実施している太陽光発電設備で、これについては法律が改正され、廃棄費用を電力の買取価格から天引きすることにより担保されているが、残り3割の事業については、これをどう担保していくかを検討しているところである。条例制定については、条例案を作成し、その後の例規審査に1か月から2か月を要し、その後パブリックコメントに2か月程度を要すると想定している。パブリックコメントの結果によっては、大きな見直しをすることも考えられるとの答弁がありました。

そのほか、委員からは、牛久駅西口トイレの設置に関する事業費として多額の予算が計上されている理由や、牛久駅東歩道橋の工事内容について質疑がなされ、市執行部からは、トイレ設置の事業費の内訳としては、トイレ本体で約5,000万円を考えており、そのほか上下水道管、

電線や電話線などの埋設物に対処するための附帯工事が約1,500万円、また来年度は人件費も上がるとの情報もあることから、これらも見込んだ事業費を予定している。当該予算額が多額となった要因としては、物価高騰などの影響もあるが、発注段階において精査していきたいと考えている。牛久駅東歩道橋の工事内容としては、主として鉄部の塗装、橋梁の中央部にある広場を含めた舗装面の補修及び改修、照明灯の改修、橋梁表面の防水、躯体のジョイント部の交換などであるとの答弁がありました。

次に、国民健康保険事業特別会計について、委員からは、特定健康診査受診率向上対策について質疑がなされ、市執行部からは、特定健診受診率は令和3年度が29.2%でしたが、今年度は36%の見込みとなっている。今年度委託料は、約350万円の増となっている。特定健康診査受診率向上対策委託は、牛久市、予防医療や専門知識を持つ事業者、国民健康保険団体連合会との三者契約により令和4年度から行っている事業で、今年度の事業内容は、ナッジ理論に基づく文章で、AIが選んだ対象者に健診の受診勧奨通知を送るというものである。令和5年度の委託料増額分は、通院中未受診者分析及び通知収集業務に約163万円、データヘルス計画の策定業務に約110万円、40歳と50歳を対象とした受診勧奨に約61万円、及び動く手紙に対して約24万円となっている。

通院中未受診者分析及び通知収集業務の内容は、通院中であっても健診未受診者のデータを分析し、対象者に対して検査通知の提供の依頼文書を送るものである。データヘルス計画の策定業務は、健康寿命の延伸と医療費の適正化を同時に図ることを目的に、レセプトや健診情報などのデータ分析に基づく効果的かつ効率的な保健事業に関する事業計画を立てるものである。40歳と50歳を対象とした受診勧奨通知は、AIとナッジ理論で作成した「健康に気を使ってみませんか」という勧奨通知を送るものである。動く手紙は、今年度送っている勧奨通知にQRコードを追加して送るものであるとの答弁がありました。

討論においては、おくの義務教育学校の建設費が市に与える影響には不安が残るところであるので、令和6年度以降の事業については、慎重かつ綿密な精査を行い、できる限り経費の削減に努めてほしい。地域の開かれた学校として、地域の方々の利用に資する場となるよう、使い方を要望するとともに、北校舎の利活用の検討における進捗状況は議会へ伝えていただき、情報を共有することが大切であると考えたとの意見がありました。

付託されました案件につきまして審査の結果、議案第22号及び議案第23号は、賛成多数により、議案第14号ないし議案第21号、及び議案第24号は、全会一致によりいずれも内容適切なもの認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

**○杉森弘之 議長** 以上で、須藤予算常任委員会委員長の報告は終わりました。

これにて、各常任委員会の審査の経過並びに結果についての報告は終わりました。

これより、各委員長の報告に対する質疑に入ります。なお、質疑は一括質疑でお願いいたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で、各委員長に対する質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩といたします。

再開は11時15分といたします。

午前11時00分休憩

---

午前11時15分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、加川保健福祉常任委員会副委員長より報告の訂正の申入れがありますので、これを許します。

○加川裕美 保健福祉常任委員会副委員長 先ほど先ほど報告いたしました、保健福祉常任委員会委員長審査報告におきまして、請願第2号、介護保険制度の改善を求める意見書を国に提出することを求める請願書と報告いたしましたが、こちらを、介護保険制度の改善を求める請願書と改めたいと思います。失礼いたしました。

○杉森弘之 議長 これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の討論を許します。21番遠藤憲子議員。

〔21番遠藤憲子議員登壇〕

○21番 遠藤憲子 議員 議案第3号、牛久市個人情報保護に関する法律施行条例、議案第4号、牛久市情報公開・個人情報保護審査会条例、議案第23号、令和5年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計予算に対する反対討論を行います。

個人情報保護に関する法律施行条例は、デジタル関連法の一環である個人情報保護に関する法律が改定され、これまでの市の個人情報保護条例を廃止し、国の個人情報保護法により、市は許容される範囲内で必要事項を規定すると定められました。国、自治体が保有する個人情報は、公権力を駆使して取得したり、申請、届出など義務として提出されたものです。企業が保有する顧客情報とは比べものにならない、多岐にわたる膨大な情報量です。このデータの活用のために、国は行政のデジタル化は必要と言い、法制度を一元化するために各地方自治体においてデータの外部提供の仕組みである匿名加工情報制度が進められております。

現在のところ、政令指定都市の運用に限定とありますが、地方公共団体は、行政機関等匿名加工情報について、活用の提案を募集し、募集に応じた事業者等が提案を行うとされております。審査の上に、提供を決定した事業者等と地方公共団体が契約を結び、地方公共団体が情報の加工を行って提供する制度と聞いております。

牛久市は、当面、匿名加工の技術への議論や民間による活用事例などを参考にしながら、匿名加工情報を運用していくことになるとしております。しかし、共通ルール化の最大の目的は、匿名加工情報制度による情報連携を地方自治体に行わせることです。そのために改定された個人情報保護法で規定された事項は、改正法の内容に切り替えられ、収集の制限や目的外使用、外部提供などの利用制限、オンライン結合の制限の歯止めは取り外されてしまいます。地方自治体は、介護、子育て、教育、健康など、住民サービスに関わる情報を多数保有しております。市民生活

への影響として、プライバシー侵害の拡大、個人情報漏えい、住民サービスの後退、マイナンバー制度の拡大、官民癒着の拡大など指摘されており、全国共通のルールで一元化するのは、地方自治の根幹を揺るがすものと考え、反対するものです。

令和5年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計予算では、被保険者数は、団塊世代が順次後期高齢者に移行、被保険者数が増加しています。予算規模は、前年比で6.3%増で編成されています。

昨年10月から、課税所得28万円、年金収入200万以上、夫婦では320万以上の被保険者の窓口負担が1割から2割になりました。先日の予算常任委員会でも、2割負担の対象者は、2023年5月で4,312人といいます。しかも、窓口負担は外来だけで入院は対象外です。2025年9月30日までは、月額3,000円を超える負担の軽減策として配慮措置が設けられておりますが、超えた部分の口座への入金手続きが、高齢者にとり複雑に感じるとの意見もありました。また、3,000円以下の2割になった被保険者は、2倍になった負担感を重く感じているとの声も寄せられております。この負担増は、県広域連合や国には財政的に何ら影響が出ることはありませんが、被保険者自身には重い負担となっております。

さらに、今後の課題として、全世代で負担をする保険法案が閣議決定され、出産育児一時金に、後期高齢者医療から約7%ほどの拠出が言われており、次期改定には保険料の負担増が予想されます。

物価高騰もあり、高齢者の生活を圧迫し続けることから、年齢で差別するだけでなく、社会保険料や窓口負担増など、これ以上の負担を強いるべきではないと反対するものです。

以上、議案第3号、議案第4号、議案第23号に反対をするものです。

議員各位に心から賛同をお願いいたし、反対討論といたします。

**○杉森弘之 議長** 次に、原案賛成の方の討論を許します。13番北島 登議員。

〔13番北島 登議員登壇〕

**○13番 北島 登 議員** 請願第2号、介護保険制度の改善を求める請願に賛成討論を行います。

この請願には、今後政府が行おうとしている体系等が示されています。被保険者に利用料の負担増、要介護1、2のサービス削減、必要な介護を受けることができない状況が生み出されてしまいます。保険料や利用料負担の重さに生活ができないという声も寄せられ、利用者と事業者に困難と矛盾を広げるものです。介護保険制度の抜本的な見直しを行い、介護事業所が安心して介護サービスが提供できるよう、人員配置基準や新型コロナ対策強化などに、国庫負担の割合の大幅な引上げが急務です。よって、この請願に賛成するものです。

議員諸氏の賛同をお願いし、賛成討論とします。

**○杉森弘之 議長** 次に、原案反対の方の討論を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○杉森弘之 議長** 次に、原案賛成の方の討論を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第3号ないし議案第25号の23件、及び令和4年議案第63号ないし令和4年議案第65号の3件、並びに請願第2号の1件について順次採決いたします。

この採決は、採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。サイドボックスに表示された会議ボタンを押して、会議室に入室してください。会議室に入室後、採決ボタンを押し、議題一覧が表示されることを確認してください。

初めに、議案第3号、牛久市個人情報の保護に関する法律施行条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔採決システムのボタンを押す〕

○杉森弘之 議長 賛成多数であります。よって、議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号、牛久市情報公開・個人情報保護審査会条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔採決システムのボタンを押す〕

○杉森弘之 議長 採決を確定いたします。賛成多数であります。よって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号、牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔採決システムのボタンを押す〕

○杉森弘之 議長 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号、牛久市総合福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔採決システムのボタンを押す〕

○杉森弘之 議長 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号、牛久市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

○杉森弘之 議長 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号、牛久市立保育園給食費条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

○杉森弘之 議長 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号、牛久市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

○杉森弘之 議長 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号、牛久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

○杉森弘之 議長 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号、牛久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

○杉森弘之 議長 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号、牛久市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

○杉森弘之 議長 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号、牛久市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決

することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔採決システムのボタンを押す〕

**○杉森弘之 議長** 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号、令和4年度牛久市一般会計補正予算（第10号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔採決システムのボタンを押す〕

**○杉森弘之 議長** 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号、令和4年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔採決システムのボタンを押す〕

**○杉森弘之 議長** 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号、令和4年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第2号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔採決システムのボタンを押す〕

**○杉森弘之 議長** 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号、令和4年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔採決システムのボタンを押す〕

**○杉森弘之 議長** 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号、令和4年度牛久市下水道事業会計補正予算（第3号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔採決システムのボタンを押す〕

**○杉森弘之 議長** 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号、令和5年度牛久市一般会計予算、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタ

ンを押してください。

〔採決システムのボタンを押す〕

○杉森弘之 議長 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。（「議長、動議」の声あり）

自席で結構ですので、動議内容を簡潔に説明してください。

○22番 利根川英雄 議員 令和5年度牛久市一般会計予算に対する附帯決議案です。

○杉森弘之 議長 動議の成立には、会議規則第16条の規定により、1名以上の賛成者が必要となります。本動議に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉森弘之 議長 所定の賛成者がおります。よって、本動議は成立いたしました。

ここで、自席にて、暫時休憩いたします。

午前11時27分休憩

---

午前11時43分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、22番利根川英雄議員外4名より動議が提出されました。

お諮りいたします。この際、本動議について、決議案第2号として日程に追加し、議題としたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 御異議なしと認めます。よって、本動議を追加日程第1とし、議題とすることに決定いたしました。

---

追加日程第1 決議案第2号 令和5年度牛久市一般会計予算に対する附帯決議（案）の提出  
について

○杉森弘之 議長 追加日程第1、令和5年度牛久市一般会計予算に対する附帯決議案の提出について、提案者の説明を求めます。22番利根川英雄議員。

〔22番利根川英雄議員登壇〕

○22番 利根川英雄 議員 令和5年度牛久市一般会計予算に対する附帯決議（案）の朗読をもって提案理由の説明とさせていただきます。

このたびの令和5年度牛久市一般会計予算案には、おくの義務教育学校一体型校舎を建設する事業の経費12億2,080万9,000円（設計費用含め約40億円）が計上されております。

この事業は、令和2年度4月に開校となったおくの義務教育学校について、現在の北校舎（旧奥野小学校）及び南校舎（旧牛久第二中学校）の建物等を、一体型校舎として整備することで、敷地の有効活用及び児童生徒の教育の場としてふさわしい環境の形成、並びに特色ある教育活動のより一層の推進を図ることを目的としている。

しかしながら、予算常任委員会において、執行部から受けた建設費の総額は、市の財政における影響が大きく、先行きが不透明な社会情勢において不安が残る内容であった。小規模特認校制度を導入し、特色ある教育活動を行うおくの義務教育学校にふさわしい施設整備に当たり、今後当市も厳しい財政運営が想定される状況においては、将来にわたって市の財政負担になることのないよう、予算の執行に当たり、下記の事項に取り組んでいくよう、強く求めるものである。

#### 記

1. 建設費における国庫補助金は、義務教育学校設置から6年以内となる令和7年度末までに工事が完了することで、有利な国庫補助率の適用対象となるとのことであった。よって、令和6年度以降に事業化されるものについては、事業費に関して慎重かつ綿密な精査を行い経費の削減に努めるとともに、事業の実施時期についても検討を行うこと。
2. 地域と共にある学校づくりとして、学校と地域とが関わりを持てる場所の確保が基本計画の目標にもあった。学校は子どもたちの学習の場であると共に、市の共有財産でもある。よって、地域の核となる学校として、また開かれた学校として、広く市民の活動に資する利用ができるような運営体制を構築するよう努めること。
3. 旧奥野小学校の利活用については、地域住民や有識者などから意見を聞いた上で、奥野地区に求められる機能等を盛り込んだ整備を行い、進捗状況についてはその都度議会への報告をし、情報の共有を図ること。

以上、決議する。

委員各位の御賛同を心から訴えまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○杉森弘之 議長 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより、決議案第2号について質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で、決議案第2号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております決議案第2号の1件については、会議規則第37条第3項の規定により、常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 御異議なしと認めます。よって、決議案第2号の1件については、常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。まず、原案反対の方の発言を許します。10番伊藤裕一議員。

〔10番伊藤裕一議員登壇〕

○10番 伊藤裕一 議員 決議案第2号、附帯決議に対し反対の立場から討論をいたします。

第1に、最少の経費で差異で最大の効果を目指すことは、行政組織として当然のことであり、強いて附帯決議を付する必要はないと考えること。

また、物価高騰の折、約38億円という総事業費は、特段、事業内容と比べ、高いとは考えられないこと。

第3に、特色ある教育を推進し、奥野地域の地域振興につなげるため、計画どおり事業を進めることが望ましいと考えることから、附帯決議に反対をするものであります。

議員各位の賛同を期しまして、討論とさせていただきます。

○杉森弘之 議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。9番市川圭一議員。

〔9番市川圭一議員登壇〕

○9番 市川圭一 議員 それでは、賛成討論とさせていただきます。

今、文言にもありましたように、小規模特認校制度を導入し、特色ある教育活動を行うおくの義務教育学校にふさわしい施設整備、そして今後当市も厳しい財政運営が想定される状況においては、将来にわたって市の財政負担になることのないよう、また議会への報告を求め、賛成討論といたします。

○杉森弘之 議長 次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で討論を終結いたします。

これより決議案第2号の1件についての採決を行います。

この採決は、起立採決により行います。

決議案第2号、令和5年度牛久市一般会計予算に対する附帯決議に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉森弘之 議長 起立少数であります。よって、決議案第2号は否決されました。

次に、議案第20号、令和5年度牛久市国民健康保険事業特別会計予算、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔採決システムのボタンを押す〕

○杉森弘之 議長 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号、令和5年度牛久市青果市場事業特別会計予算、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔採決システムのボタンを押す〕

○杉森弘之 議長 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号、令和5年度牛久市介護保険事業特別会計予算、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の

方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

**○杉森弘之 議長** 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号、令和5年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計予算、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

**○杉森弘之 議長** 採決を確定いたします。賛成多数であります。よって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号、令和5年度牛久市下水道事業会計予算、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

**○杉森弘之 議長** 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号、市道路線の認定について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

**○杉森弘之 議長** 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、令和4年議案第63号、龍ヶ崎地方衛生組合の解散について、本案については、委員長から、会議規則第111条の規定により、サイドボックスに登載したとおり、閉会中において継続審査の申出がありました。本案は、委員長の申出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

**○杉森弘之 議長** 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、令和4年議案第63号については、委員長申出のとおり、継続審査とすることに決しました。

次に、令和4年議案第64号、龍ヶ崎地方衛生組合の解散に伴う財産処分について、本案については、委員長から、会議規則第111条の規定により、サイドボックスに登載したとおり、閉会中において継続審査の申出がありました。本案は、委員長の申出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

**○杉森弘之 議長** 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、令和4年議案第64号は、委員長申出のとおり、継続審査とすることに決しました。

次に、令和4年議案第65号、稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の変更について、本案については、委員長から、会議規則第111条の規定により、サイドブックに搭載したとおり、閉会中において継続審査の申出がありました。本案は、委員長の申出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

**○杉森弘之 議長** 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、令和4年議案第65号は、委員長申出のとおり、継続審査とすることに決しました。

次に、請願第2号、介護保険制度の改善を求める請願書、本案に対する委員長の報告は採択であります。本案は委員長報告のとおり採択することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

**○杉森弘之 議長** 採決を確定いたします。賛成少数であります。よって、請願第2号は不採択と決定いたしました。

次に、日程第28、決議案第1号を議題といたします。



決議案第1号 太陽光発電設備の設置に関する条例の制定を求める決議について

**○杉森弘之 議長** 提案者に提案理由の説明を求めます。7番池辺己実夫議員。

[7番池辺己実夫議員登壇]

**○7番 池辺己実夫 議員** 決議案第1号、太陽光発電設備の設置に関する条例の制定を求める決議（案）。

朗読をもって提案理由とさせていただきます。

地球温暖化防止の観点から、再生可能エネルギーの推進が国中で叫ばれており、市も2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すゼロカーボンシティに取り組むことを表明しました。特に太陽光発電は、再生可能エネルギーの主要なエネルギー源となっていることから、脱炭素社会を目指す上で、環境問題と捉え取り組む必要がある。

ところで、太陽光発電施設については、施設の設置をめぐるトラブルや寿命を過ぎたパネルの廃棄問題等、様々な問題が顕在化している。そのような状況の中、令和5年1月25日の臨時会において、市民から太陽光発電施設の設置に関する条例の制定を求める請願が提出されたが、請願理由の中には、太陽光発電施設に対する地域住民の日常生活上の不安が記されていた。

一方、当委員会では、令和3年9月定例会において、太陽光発電に象徴される再生エネルギーに係わる条例の整備等を視野に入れた閉会中の事務調査の実施を議決し、その後令和4年2月には、執行部が当該条例の制定に向けて前向きに検討されていることが確認されたため、令和4年3月定例会において、その旨の調査結果を報告した。しかしながら、おおよそ1年が経過した今日においても、執行部からは当該条例の制定に向けての具体的な取組は示されていない。

そこで牛久市においては、市民の声に真摯に向き合い、早急に当該条例を制定されるよう強く

求めるものである。

以上、決議する。

よろしく申し上げます。

○杉森弘之 議長 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより、決議案第1号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で、決議案第1号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております決議案第1号の1件については、会議規則第37条第3項の規定により、常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 御異議なしと認めます。よって、決議案第1号の1件については、常任委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。まず、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で討論を終結いたします。

これより決議案第1号の1件についての採決を行います。

この採決は、採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。サイドボックスに表示された会議ボタンを押して、会議室に入室してください。会議室に入室後、採決ボタンを押し、議題一覧が表示されることを確認してください。

決議案第1号、太陽光発電設備の設置に関する条例の制定を求める決議について、本案は原案のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔採決システムのボタンを押す〕

○杉森弘之 議長 採決を確定いたします。全員賛成であります。よって、決議案第1号は可決されました。

次に、日程第29、議員提出議案第1号を議題といたします。

—————○—————

議員提出議案第1号 牛久市議会の個人情報の保護に関する条例について

○杉森弘之 議長 提案者に提案理由の説明を求めます。3番秋山 泉議員。

〔3番秋山 泉議員登壇〕

○3番 秋山 泉 議員 議員提出議案第1号、朗読をもって提案理由といたします。

牛久市議会の個人情報の保護に関する条例について。

令和3年に成立したデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、従来の個人情報保護の仕組みが大幅に変わり、地方自治体においては、それぞれの条例等によって運営していた個人情報保護制度を、個人情報保護法という全国一元的なルールの下で運営することとなりました。

しかしながら、同法において、地方自治体の議会は、国会や裁判所同様にその独立性を確保するという考え方が採用され、基本的に個人情報保護法の適用対象外となりました。ただし、地方公共団体の責務、保有する個人情報の保護などの規定は適用を受けており、このことは、地方自治体の議会は、個人情報保護法共通ルールの適用からは除外されているものの、個人情報保護に関する基本的な責務を負うことを意味しています。

これらのことを踏まえると、個人情報保護法施行の令和5年4月1日に向けて、議会は、自律的な措置として、自ら個人情報の保護についてのルールを定め、牛久市議会における個人情報の適正な取扱いに関し、必要な事項を定める必要があります。

これが、本条例案を提出する理由であります。

以上です。

○杉森弘之 議長 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより、議員提出議案第1号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で、議員提出議案第1号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第1号の1件については、会議規則第37条第3項の規定により、常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号の1件については、常任委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。まず、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で討論を終結いたします。

これより議員提出議案第1号の1件についての採決を行います。

この採決は、採決システムを用いて行います。

議員提出議案第1号、牛久市議会の個人情報の保護に関する条例について、本案は原案のとおり

り決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

○杉森弘之 議長 採決を確定いたします。全員賛成であります。よって、議員提出議案第1号は可決されました。

次に、日程第30、牛久市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてを議題といたします。

○

牛久市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

○杉森弘之 議長 本件につきましては、令和5年2月1日付にて、牛久市選挙管理委員会委員長から、選挙管理委員会委員及び補充員の任期が、令和5年3月31日をもって満了となる旨、地方自治法第182条第8項の規定による通知がありましたので、同条第1項及び第2項の規定により選挙を行うものであります。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることと決定いたしました。

続けて、お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 御異議なしと認めます。

牛久市選挙管理委員会委員及び補充員を、議長において指名することに決定いたしました。

牛久市選挙管理委員会委員に、大野光雄氏、日下部守昭氏、高橋三男氏、沼尻正人氏。同じく補充員に、第1位、坂本典子氏、第2位、川村玲子氏、第3位、猪又清子氏、第4位、箭内裕志氏をそれぞれ指名したいと思います。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました8名について、それぞれ牛久市選挙管理委員会及び補充員の当選者と決めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました8名を、それぞれ牛久市選挙管理委員会及び補充員の当選者と定めることに決定いたしました。

ただいまの選挙結果については、選挙管理委員会委員長へ文書により報告することといたします。

次に、日程第31、閉会中の事務調査の件を議題といたします。

○

閉会中の事務調査の件

○杉森弘之 議長 本件は、サイドブックス登載のとおり、各委員長から閉会中の事務調査の申出がありました。

本案は各委員長の申出のとおり、閉会中の事務調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 御異議なしと認めます。よって、本案は各委員長の申出のとおり、閉会中の事務調査とすることに決しました。

以上で、今期定例会に付議されました案件は全て議了されました。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。根本洋治市長。

〔根本洋治市長登壇〕

○根本洋治 市長 令和5年第1回定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げたいと思います。

議員各位におかれましては、任期中最後の定例会となりました。慎重なる御審議を賜り、感謝申し上げます。

来月4月には、統一地方選挙として行われる牛久市議会議員選挙がございます。牛久市議会議員の皆様におかれましては、この4年間にわたり、前向きな議論をさせていただき、そして活発な議員活動を展開いただきまして、心より感謝申し上げます。

皆様と共に進めてきましたこの4年間を振り返りますと、ちょうど4年前には元号が平成から令和へと変わり、その翌年の令和2年4月にはひたち野うしく中学校が開校いたしました。そして、新型コロナの感染症が全国に広がり、そのような状況の中で牛久シャトーが日本遺産に認定されました。その翌年の令和3年7月には、東京オリンピックの聖火リレーが走るなど、コロナ禍にあっても様々な大きなイベントが開催されました。まさしく記憶に残る4年でございます。

日本で新型コロナ感染が確認されてからのこの3年余の市政運営につきましては、ワクチン接種や感染予防の対策、そして経済対策事業など、様々なコロナとともに歩んだ3年でございます。まさしく我慢の3年でございます。

政府は、コロナウイルス感染症の感染防止の位置づけを、季節性インフルエンザ同等の5類に見直す方針を決定し、5月8日からはその移行に向けた準備を進めているところでございます。

この3年間は、コロナ後を見据えて、様々な取組を送るための準備期間であり、まさしく足元を見つめる時間であったのかと感じております。

また、明るい兆しも見え始め、今年は様々なイベントを開催し、またこれからも開催できることを期待しております。かっぱ祭りにおいても、既に実行委員会の皆様と開催に向けた話を進めているところでございます。

コロナ禍にあって、これまで計画しながら実現できなかった取組を、しっかりと前に進めていけるよう、今後とも市民の皆様の御意見、御要望を伺いながら、様々な政策に取り組んでまいります。

最後になりますが、本日、ここに改めて議員の皆様への御理解と御協力を感謝申し上げ、牛久市の発展のために御尽力されましたことに敬意を表すものでございます。

また、この場で再び活発な議論を交わすことができるよう期待しているところでございます。

そのような中で、今回で勇退される議員の皆さんにおかれましても、どうか今後も様々な場面を通して、牛久市政への御助言、そして御協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、皆様の御健康と御活躍をお祈り申し上げ、私からの挨拶といたします。

○杉森弘之 議長 それでは、これを持ちまして令和5年第1回牛久市議会定例会を閉会といたします。御苦労さまでした。

午後1時24分閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 杉 森 弘 之

署名議員 鈴 木 勝 利

署名議員 藤 田 尚 美